

災害対策について

対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立病院機構

事務事業の概要			検出事項	改善を求める事項(意見)																																										
1 地方独立行政法人 大阪府立病院機構について (1) 地方独立行政法人 大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）の概要 ・大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、府域における医療水準の向上を図り府民の健康の維持及び増進に寄与することを目的に、平成18年に5つの医療施設を運営する地方独立行政法人として設立。 (2) 本部事務局及び各センターの概要と災害時の役割 <table><tr><th>名称</th><th>基本的な機能</th><th>災害時の役割</th></tr><tr><td>本部事務局 (以下「本部」という。)</td><td>法人の事務の総合調整 など</td><td>・各センターの被害状況の把握 ・大阪府との連絡調整</td></tr><tr><td>大阪急性期・総合医療センター (以下「急性期C」という。)</td><td>救命救急医療、循環器医療等緊急性の高い急性期医療 など</td><td>・基幹災害拠点病院(※1)</td></tr><tr><td>大阪はびきの医療センター (以下「はびきのC」という。)</td><td>呼吸器疾患、アレルギー疾患、結核・感染症などにおける大阪府域の中核病院としての専門医療及び合併症医療 など</td><td>・特定診療災害医療センター(※2)</td></tr><tr><td>大阪精神医療センター (以下「精神C」という。)</td><td>精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 など</td><td>・災害拠点精神科病院(※3) ・特定診療災害医療センター(※2)</td></tr><tr><td>大阪国際がんセンター (以下「がんC」という。)</td><td>がんに関する診断、治療及び検診 など</td><td>・特定診療災害医療センター(※2)</td></tr><tr><td>大阪母子医療センター (以下「母子C」という。)</td><td>妊産婦・胎児・新生児及び小児に対する高度・専門的医療 など</td><td>・特定診療災害医療センター(※2)</td></tr></table> (※1)災害時に患者の受入れやDMA Tの受入れ・派遣などの地域災害拠点病院の機能に加え、大阪府全体の被災状況の把握や支援に来たDMA Tの調整機能を担うとともに平常時には災害拠点病院等に対する研修を行う。 (※2)災害時に、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児・周産期医療、精神疾患、がん医療等の専門診療を行う。 (※3)災害時に地域で精神科医療提供について中心的な役割を担い、D P A Tの派遣機能を有する。 2 本部及び各センターにおける事業継続計画（以下「BCP」という。）について (1) 策定及び改訂状況 ・地方独立行政法人法の改正（平成30年4月1日施行）に伴い業務方法書にBCPの策定を記載すべきとの国の見解が示されたことや大阪府北部地震（平成30年6月）が発生したことから、平成30年10月に各センター等のBCPを策定することが決定。（急性期C及び精神Cはそれ以前に策定済み。） <table><tr><th></th><th>策定</th><th>改訂</th></tr><tr><td>本部</td><td>平成31年4月</td><td>令和元年11月、12月、令和3年10月、令和4年4月、令和5年4月、令和6年4月</td></tr><tr><td>急性期C</td><td>平成29年7月</td><td>毎年</td></tr><tr><td>はびきのC</td><td>平成31年3月</td><td>令和6年10月</td></tr><tr><td>精神C</td><td>平成30年1月</td><td>平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月、令和4年3月</td></tr><tr><td>がんC</td><td>平成31年4月</td><td>令和5年1月、令和6年10月</td></tr><tr><td>母子C</td><td>平成31年3月</td><td>—</td></tr></table>			名称	基本的な機能	災害時の役割	本部事務局 (以下「本部」という。)	法人の事務の総合調整 など	・各センターの被害状況の把握 ・大阪府との連絡調整	大阪急性期・総合医療センター (以下「急性期C」という。)	救命救急医療、循環器医療等緊急性の高い急性期医療 など	・基幹災害拠点病院(※1)	大阪はびきの医療センター (以下「はびきのC」という。)	呼吸器疾患、アレルギー疾患、結核・感染症などにおける大阪府域の中核病院としての専門医療及び合併症医療 など	・特定診療災害医療センター(※2)	大阪精神医療センター (以下「精神C」という。)	精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 など	・災害拠点精神科病院(※3) ・特定診療災害医療センター(※2)	大阪国際がんセンター (以下「がんC」という。)	がんに関する診断、治療及び検診 など	・特定診療災害医療センター(※2)	大阪母子医療センター (以下「母子C」という。)	妊産婦・胎児・新生児及び小児に対する高度・専門的医療 など	・特定診療災害医療センター(※2)		策定	改訂	本部	平成31年4月	令和元年11月、12月、令和3年10月、令和4年4月、令和5年4月、令和6年4月	急性期C	平成29年7月	毎年	はびきのC	平成31年3月	令和6年10月	精神C	平成30年1月	平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月、令和4年3月	がんC	平成31年4月	令和5年1月、令和6年10月	母子C	平成31年3月	—	1 B C Pに記載した業務が実際に対応可能か訓練により検証を行うことが重要であるが、各センター等の訓練内容に精粗がある。 また、策定後、一度も検証や改訂をしていないセンターがあるなど、B C Pの検証・改訂頻度に差が生じている。 これらを病院機構として把握していない。 2 病院機構では、医薬品、診療材料等の調達等や給食業務について、事業者へ委託している。災害時にも委託事業者がその機能を継続することが重要であるが、委託事業者のB C Pやその運用状況について十分に確認ができていないセンターがある。 3 本部のB C Pでは、本部職員の各センターへの応援については示されているが、センター間での医師・看護師等の応援や医薬品等の物資の融通などの組織的な体制や具体的な行動計画が検討・策定されていない。	1 各センター等において、実効性のあるB C Pとするため、訓練の実施によりB C Pの一層の充実を図られたい。 本部は各センターのB C Pの運用・検証状況について把握し、管理を行うとともに、B C Pの充実に向け、好事例の共有を行うなど、病院機構としてのマネジメントの強化を図るよう検討されたい。 2 医薬品等納入事業者や給食事業者など病院の事業継続に重要な役割を果たす委託事業者におけるB C Pの内容や運用状況を定期的に確認するとともに、必要に応じてB C Pの充実を委託事業者に求めることを検討されたい。 3 災害時におけるセンター間での応援体制や医薬品等の物資の融通などに関する具体的な行動計画の策定を検討されたい。
名称	基本的な機能	災害時の役割																																												
本部事務局 (以下「本部」という。)	法人の事務の総合調整 など	・各センターの被害状況の把握 ・大阪府との連絡調整																																												
大阪急性期・総合医療センター (以下「急性期C」という。)	救命救急医療、循環器医療等緊急性の高い急性期医療 など	・基幹災害拠点病院(※1)																																												
大阪はびきの医療センター (以下「はびきのC」という。)	呼吸器疾患、アレルギー疾患、結核・感染症などにおける大阪府域の中核病院としての専門医療及び合併症医療 など	・特定診療災害医療センター(※2)																																												
大阪精神医療センター (以下「精神C」という。)	精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 など	・災害拠点精神科病院(※3) ・特定診療災害医療センター(※2)																																												
大阪国際がんセンター (以下「がんC」という。)	がんに関する診断、治療及び検診 など	・特定診療災害医療センター(※2)																																												
大阪母子医療センター (以下「母子C」という。)	妊産婦・胎児・新生児及び小児に対する高度・専門的医療 など	・特定診療災害医療センター(※2)																																												
	策定	改訂																																												
本部	平成31年4月	令和元年11月、12月、令和3年10月、令和4年4月、令和5年4月、令和6年4月																																												
急性期C	平成29年7月	毎年																																												
はびきのC	平成31年3月	令和6年10月																																												
精神C	平成30年1月	平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月、令和4年3月																																												
がんC	平成31年4月	令和5年1月、令和6年10月																																												
母子C	平成31年3月	—																																												

4 病院機構としての災害対策に関する取組について (1) 各センターのＢＣＰの運用・検証状況の把握等について ・本部は、各センターのＢＣＰの研修、訓練、点検・検証などの実施状況について把握しておらず、これらの管理も行っていない。 ・病院機構では、各センターのＢＣＰや訓練等の好事例について、情報共有は行っていない。また、病院機構全体で災害対策についての検討を定期的に行う体制はなく、必要に応じ、理事会、役員懇談会、事務局長会議で病院機構の方針について議論等を行っている。 (2) 災害時のセンター間での医師・看護師等の応援体制や物資の融通について ・本部ＢＣＰでは、必要に応じ本部職員を各センターへ派遣する旨が規定されているが、センター間における医師や看護師等の組織的な応援体制や食料や医薬品等の物資の融通に関する事項については、規定されておらず、検討もされていない。		
---	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和6年12月19日、事務局：令和6年10月4日から同月16日まで）